

横浜市地域まちづくり事業助成金交付要領

制 定 平成20年3月19日 都地ま第2131号（局長決裁）

最近改正 令和3年3月1日 都地ま第1228号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要領は、横浜市地域まちづくり支援制度要綱（以下「支援制度要綱」という。）第22条に定める助成金の交付に関し、必要な事項を定める。

2 この要領による事業助成金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）及び支援制度要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この要領における用語の定義は、補助金規則及び支援制度要綱の例による。

（対象経費等）

第3条 この要領において、助成金の対象となる経費は、次の各号に定める経費の合計の10分の9以内の額とする。

(1) 設計費

(2) 工事費

(3) 工事監理費

2 助成金の対象となる経費に前項第1号の経費を含む場合は、その設計を行うために必要な調査（試掘、地質調査）・測量費を含むことができる。

3 助成金の対象となる経費に第1項第2号の経費を含む場合は、工事に必要な安全対策費、処分費等を含むことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、次の条件の全てに該当する場合は、助成金の対象となる経費を第1項各号に定める経費の合計の10分の10の額とすることができる。

(1) 市長が当該地域まちづくり事業の公共性が著しく高いと特に認めること

(2) 行政財産の土地に整備するものであること

(3) 申請された内容について、前号の行政財産の土地の所管課が整備すべきという見解を示していること

（交付申請）

第4条 補助金規則第5条第1項の規定により市長が定める助成金交付申請書の提出期日は、毎年1月の末日とする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

2 補助金規則第5条第1項の規定により助成金の交付を受けようとする者が提出する書類は、地域まちづくり事業助成金交付申請書（第1号様式）を用いなければならない。

3 補助金規則第5条第2項第3号の規定により助成金の交付を受けようとする者

が提出する添付書類は、地域まちづくり事業助成金収支予算書（第2号様式）を用いなければならない。

4 補助金規則第5条第2項第5号の規定により市長が必要と認める補助金交付申請書への添付書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1) 第3条第1項第1号又は第3号の経費を含めるときは、活動計画書兼事業計画書、見積書の写し（2者以上。市内業者に限る。）、仕様書、位置図及び工程表

(2) 第3条第1項第2号の経費を含めるときは、活動計画書兼事業計画書、見積書の写し（2者以上。市内業者に限る。）、位置図、設計図書の写し、工程表、土地使用承諾書等の写し及び近隣住民等説明状況報告書

5 第3条第1項第2号の交付を受けようとする者が自ら材料等を購入して整備するときは、材料等購入計画書（第3号様式）の提出をもって見積書の提出に代えることができる。

6 申請の場所が本市の所有地の場合に限り、第4項第2号の土地使用承諾書等の写しについては、所管課と事前協議の上、交付決定通知後に速やかに提出することに替えることができる。

7 補助金規則第5条第3項の規定により市長が活動助成金交付申請書への記載又は添付を省略させることができる事項及び書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 補助事業等の経費の配分及び使用方法、補助事業等の完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画に関する事項

(2) 補助金等の交付の申請時における補助金等の交付を受けようとする者の資産及び負債に関する事項を記載した書類

8 補助金規則第24条ただし書の規定により、市長が認める場合に該当するものは、次の各号に定める場合とする。

(1) 市内事業者では施工できない場合

(2) 市内事業者では、当該地域まちづくり事業で必要となる材料を取り扱えない場合

(3) 既存の施設・設備を改修する場合で、当該施設・整備の従前の施工者に実施させることが、施設の維持、管理上有効と認められるとき。

(交付決定通知)

第5条 補助金規則第6条第1項の規定により市長が助成金を交付すべきものと認めるにあたっては、別に定める運用細則に基づく審査委員会の意見を聴くこととする。ただし、助成金額が8万円未満の場合は、事前調整会の意見を聴くこととする。

2 補助金規則第6条第3項の規定による補助金の交付を決定しない旨の決定通知は、地域まちづくり事業助成金不交付決定通知書（第4号様式）により行うものとする。

3 補助金規則第8条の規定による補助金交付決定通知書は、地域まちづくり事業助成金交付決定通知書（第5号様式）により行うものとする。

(申請取下げの期日)

第6条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める助成金交付申請の取下げの期日は、申請者が決定通知の交付を受けてから14日後の日とする。

(実績報告)

第7条 支援制度要綱第22条の助成について、補助金規則第14条第1項の規定により補助事業者等が市長への報告に用いる書類は、次の各号に定める様式を用いなければならない。

(1) 補助金規則第14条第1項第1号に基づく書類 地域まちづくり事業助成金対象事業完了報告書(第6-1号様式)

(2) 同規則第14条第1項第2号に基づく書類 地域まちづくり事業助成金収支決算書(第7号様式)

(3) 同規則第14条第1項第6号に基づき市長が必要と認める書類

ア 第3条第1項第1号の経費を含めたときは、設計図書の写し及び契約書等の写し

イ 第3条第1項第2号の経費を含めたときは、しゅん工図、工事費精算書、工事請負契約書等の写し及びその他市長が必要と認める書類

ウ 第3条第1項第2号の経費において、掲示板等の設置を行った場合は、掲示板設置等完了報告書(第6-2号様式)

エ 第3条第1項第3号の経費を含めたときは、工事監理報告書の写し及び契約書等の写し

2 補助金規則第14条第4項の規定により市長が実績報告書への記載を省略させることができる事項は、補助事業等が完了したとき、又は補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了したときにおける補助事業者等の資産及び負債に関する事項とする。

3 補助事業者等は、当該助成金を受けて行う事業の完了後30日以内又は当該助成金を受けて行う事業が完了した日に属する年度の末日のいずれか早い日までに、第1項の書類を市長に提出しなければならない。

4 補助事業者等は、事業完了年度以降に開催する整備成果報告会で、成果について報告しなければならない。

(助成金額の確定通知)

第8条 補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知は、地域まちづくり事業助成金額確定通知書(第8号様式)により行うものとする。

(交付の時期等)

第9条 補助金等の交付の目的を達成するため、補助金規則第17条の規定により、補助事業の完了前に助成金の全部又は一部を交付することができるものとする。

(助成金交付の請求)

第10条 補助金規則第18条第1項の規定による補助金の交付の請求は、地域まちづく

り事業助成金交付請求書（第9号様式）により行わなければならない。

（助成金の返還請求）

第11条 補助金規則第20条第2項の規定による補助金等返還の命令は、地域まちづくり事業助成金額確定通知及び返還請求書（第10号様式）により行うものとする。

（財産の処分の制限）

第12条 補助金規則第25条の規定により市長が定める財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間（以下、財産処分期間という。）は、5年とする。ただし、住宅市街地総合整備事業の適用を受けた場合は、10年とする。

（関係書類の保存期間）

第13条 補助金規則第26条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、5年とする。

（その他）

第14条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、都市整備局長が定める。

附 則

この要領は、平成20年3月19日から施行し、平成20年度予算に係る助成から適用する。

附 則

この要領は、平成20年10月1日から施行し、同日以降の申請に係る助成の手続きから適用する。

附 則

この要領は、平成21年3月2日から施行し、第5条に定める交付決定通知の様式は、平成21年度予算に係る助成の手続きから適用する。

附 則

この要領は、平成21年3月31日から施行し、平成21年度予算に係る助成の手続きから適用する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行し、同日以降の申請に係る助成の手続きから適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行し、同日以降の申請に係る助成の手続きから適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行し、同日以降の申請に係る助成の手続きから適用する。

附 則

この要領は、平成25年6月28日から施行し、同日以降の申請に係る助成の手続きから適用する。

附 則

この要領は、平成26年1月31日から施行し、同日以降の申請に係る助成の手続きから適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行し、同日以降の申請に係る助成の手続きから適用する。

附 則

この要領は、平成30年7月1日から施行し、同日以降の申請に係る助成の手続きから適用する。

附 則

この要領は、令和3年3月1日から施行し、同日以降の申請に係る助成の手続きから適用する。